

非核三原則の経緯

1. 政府が、日本が自ら核兵器を持たず、作らず、また日本への核兵器持ち込みも認めないとの政策を「非核三原則」という言葉で公式に表現するに至ったのは、昭和42年12月の臨時国会及び昭和43年の通常国会における佐藤総理(当時)の発言以来である。
2. なお、昭和42年以前においても、政府は、「非核三原則」という用語は使用していないが、核兵器を所有せず、また持ち込みも認めないの方針を国会等の場を通じて表明してきている。
3. その後、国会において、昭和46年11月に沖縄返還問題に関連して政府が非核三原則を遵守すべき旨を含む衆議院決議が採択され、また、昭和51年4月及び5月には、核兵器不拡散条約採択後に、衆参両院外務委員会においてそれぞれ、非核三原則が国是として確立されていることに鑑み、如何なる場合においてもこれを忠実に履行しないし遵守することにつき政府が努力すべき旨を含む決議が採択された。歴代内閣は、これら決議を尊重し、非核三原則を堅持している。

資料(7)

出典：外務省 HP 資料より小西洋之事務所作成
平成 26 年 5 月 12 日参議院決算委員会 民主党・新緑風会 小西洋之

軍縮・不拡散

(参考)非核三原則に関する国会決議

1. 非核兵器ならびに沖縄米軍基地縮小に関する衆議院決議(1971年(昭和46年)11月24日)

○政府は、核兵器を持たず、作らず、持ち込まざるの非核三原則を遵守するとともに、沖縄返還時に適切なる手段をもって、核が沖縄に存在しないこと、ならびに返還後も核を持ち込ませないことを明らかにする措置をとるべきである。
2. 核兵器不拡散条約採決後に衆議院外務委員会において採択された決議(1976年(昭和51年)4月27日)

(1)政府は、核兵器を持たず、作らず、持ち込まざるの非核三原則が国是として確立されていることにかんがみ、いかなる場合においても、これを忠実に履行すること。
3. 核兵器不拡散条約採決後に参議院外務委員会において採択された決議(1976年(昭和51年)5月21日)

(1)核兵器を持たず、作らず、持ち込まざるの非核三原則が国是として確立されていることにかんがみ、いかなる場合においても、これを忠実に遵守すること。
4. 国際連合軍縮特別総会に関する第84国会・衆議院本会議決議(1978年(昭和53年)5月23日)

○唯一の被爆国であり、非核三原則を国是として堅持する我が国は、特に核兵器不拡散条約を真に実効あらしめるために、すべての核兵器国に対し、地下核実験を含めた包括的核実験禁止条約の早期締結及び核兵器の削減並びに核兵器が二度と使われないよう要請するとともに同条約未加盟国について強く訴えること。
5. 核軍縮に関する衆議院外務委員会決議(1981年(昭和56年)6月5日)

唯一の被爆国として、持たず、造らず、持込ませざるの非核三原則を国是としている我が国は、核不拡散条約をより有効的に意義あるものとし、核兵器拡散のおそれを除去するための最善の努力をすべきである。
6. 第2回国際連合軍縮特別総会に関する衆議院本会議決議(1982年(昭和57年)5月27日)及び参議院本会議決議(1982年(昭和57年)5月28日)

核軍縮を中心とする世界の軍縮の促進は、恒久の平和を願い非核三原則を国是として堅持する我が国国民の一致した願望であり、真の平和と安全を希求する諸国民の共通した念願でもある。

出典：外務省 HP より小西洋之事務所作成
平成 26 年 5 月 12 日参議院決算委員会 民主党・新緑風会 小西洋之